

## 学ぼう

### 男女一緒に母性保護学習会開催。統一要求で「管理職への母性保護教育」重点項目に(全印総連)

全印総連では、生理休暇などの母性保護の権利はあっても行使できない現状を変えようと、男性も含めた新入組合員教育で全労連女性部作成の母性保護DVDを鑑賞し意見交換をしたり、青年部と共に「子育て男子に聞く」と子育て中の男性組合員に生活スタイルを聞く会を開けたりしています。

また、上司に母性保護の理解がないと生理休暇を取得することで「身体が弱く出張は任せられない」と言われたりすることからも、統一要求の重点項目として「職場の管理職に母性保護に関する教育を行なうこと」を経営に求め、働きやすい労働環境をめざしています。



## つながろう

### 「仕事と育児の両立できるか不安」の声にこたえる —「子育てママの会」全国に(全日本教職員組合女性部)



「職場の忙しさを考えると、仕事と育児の両立ができるか不安でいっぱい」の声に答えて、京都から始まった「子育てママの会」のとりくみは、全国各地に広がっています。「育休・産休ママのしゃべり場」や「育休復帰セミナー」など名称は様々ですが、子どもと一緒に参加でき、「同じ立場の人から体験を聞くことができる」「権利の情報など管理職より心強い」「地域のママ友とは違う同じ仕事をしている仲間ができた」などの声があがっています。中には、放射能や「戦争法」の学習を位置づけたり、最近はパパの会の立ち上げの動きもあるようです。

## 交渉して勝ち取ろう

### 育児休業の正規代替を実現!(自治労連・岡山市職労)

育児休業の取得期間は年々長期化しており、休業者を支える職場にとっても代替職員の確保が切実な課題になっています。岡山市職労女性部では、全国集会で聞いた他の単組の成果に勇気づけられ、正規代替制度化の取組みをすすめました。当初、実現は無理と消極的だった親組織もまきこみ、市労連の統一要求書にも盛り込んでもらうことにより運動は大きく進展しました。2015年2月、「育児休業取得者数を考慮し、「1年に20人程度の職員(任期の定めのない正規職員)を5年程度の間、継続的に採用する」と当局に約束させ、今年度17人の職場配置を実現しています。



## 権利や制度を使える職場に 一運動で勝ち取った両立支援制度を生かそう

私たちがいま活用している母性保護や育児にかかる権利や制度には、「○月△日施行」と、すべて誕生日があります。もともとあったわけではありません。「仕事も家庭も大切に働き続けたい」という当たり前の要求を掲げて労働組合女性部が運動して、勝ち取って、制度を生み出したのです。そして、その後も少しづつ拡充して制度を育んできました。

1975年にスタートした「女性の教員・保母・看護師の育児休業制度」は、1991年「育児休業法」により男性も含むすべての労働者対象の制度になりました。1995年

には「育児・介護休業法」となり、2010年には短期介護休暇や子どもの看護休暇も制度化されました。このような法制度拡充を力に、それを上回る改善を各職場の協約として勝ち取ってきました。アンケートにひとりひとりの声を集めて、それを要求する労働組合があったからこそ勝ち取れた成果です。

いま、人員不足と多忙の中で、せっかく勝ち取った権利や制度を使えない状況が生まれています。使われない権利は死んでしまいます。励ましあい、権利や制度を使える職場に変えましょう。

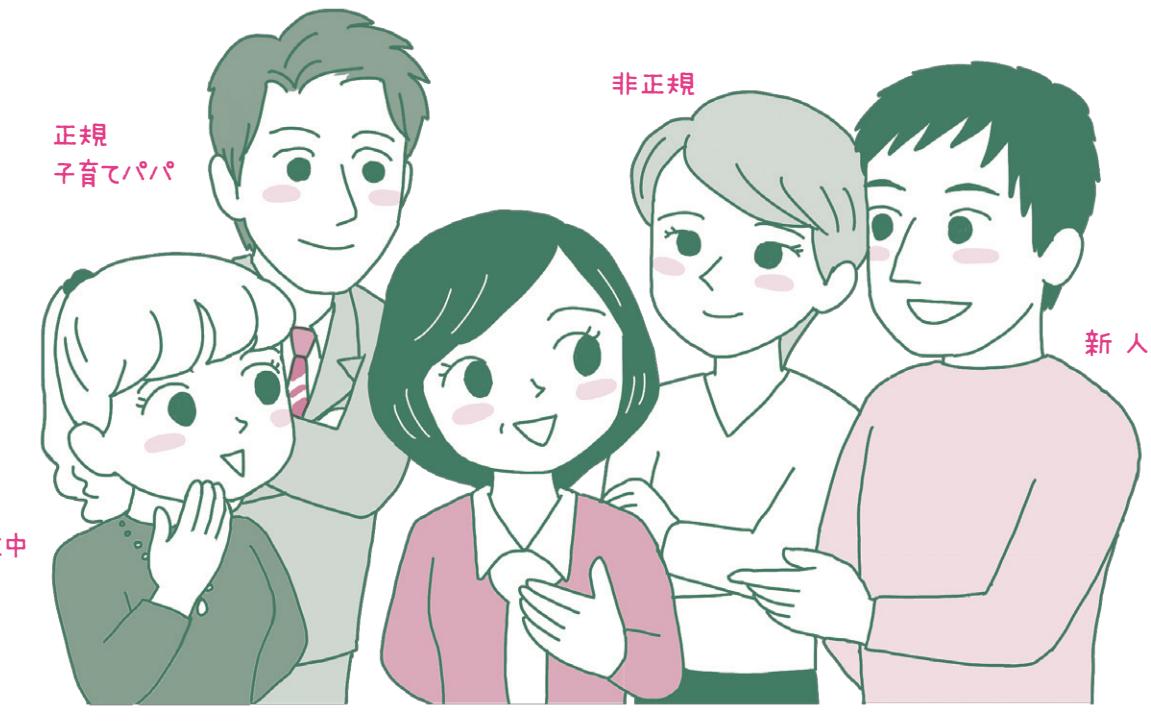
労働基準法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、ILO条約など

働くルール(諸法規)を職場にいかして

# 仕事も生活も大切に、笑顔で働く職場に変えよう

—全労連女性部「女性労働者の労働実態及び、男女平等・健康実態調査」「妊娠・出産・育児に関する実態調査」結果より—

職場・地域の実態を語りあい、要求にまとめ改善させましょう。



●女性部調査自由記載より

介護の現場で働いている夫は、他と比較して収入も低く、休日も取れず、日々のサービス残業に疲れています。今まで正社員になると子育てに支障が出るのでパートしかできません。

職場に女性が少なく仕事が多忙。生理休暇がとりづらく毎月正直しんどいです。薬を飲んだら眠くなり運転に支障が出ないか心配ですが、飲まないと腹痛がひどいので、どちらにしてもちょっと大変。

妊娠2ヶ月で上司に知らせた際、産休に近づくまで周りには言わないように言われた。「制度を使うな」ということでしょうか?

制度があっても業務が忙しくて取れないものが多い。子どもが小さくて時間短縮を利用したくても残業してこなさないといけない状況では、利用できない。

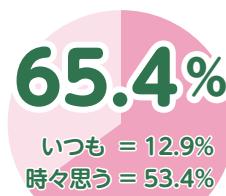
 全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F TEL:03-5842-5611 FAX:03-5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp/>

女性労働者10,000人に聞きました。

## 残業におわれ、休みもとれず「きつい!!」と思っている。

仕事は好きだけど  
仕事をやめたいと思っている人が



| 長時間過密!<br>慢性的に疲れている!     |                              | やめたいと思う理由の<br>トップ3 | 多忙さに<br>見合わない賃金! |
|--------------------------|------------------------------|--------------------|------------------|
| 正規労働者                    | 非正規労働者                       |                    |                  |
| 多忙で身体的・精神的にきつい (57.4%)   | 1 多忙で身体的・精神的にきつい (34.7%)     |                    |                  |
| 仕事と育児の両立が困難 (24.8%)      | 2 仕事に見合った賃金が支払われていない (30.6%) |                    |                  |
| いつも仕事のことが頭から離れない (22.7%) | 3 職場の人間関係が難しい (21.8%)        |                    |                  |

### Q 最近1ヵ月の残業時間はどれくらいですか?

「残業なし」は、正規ではわずか14.1%、非正規でも47.5%

#### ↓なぜ残業しましたか?

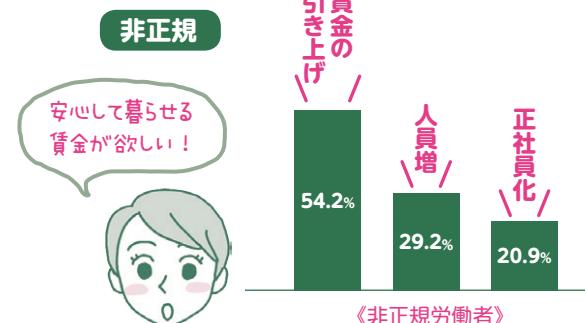
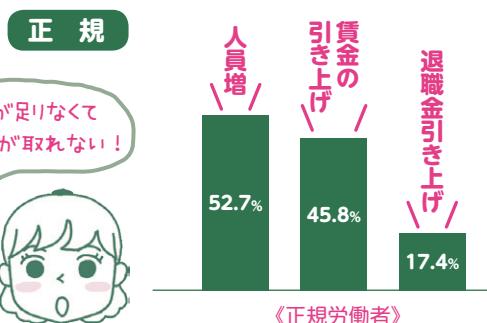
| 正規労働者                              | 非正規労働者                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 自らの責任で期日までにやらなければいけない仕事だから (62.9%) | 1 自らの責任で期日までにやらなければいけない仕事だから (37.9%) |
| 後日、自分でやらざるをえないから (40.5%)           | 2 要員・人手不足だから (29.3%)                 |
| 要員・人手不足だから (30.9%)                 | 3 後日、自分でやらざるをえないから (19.8%)           |

### Q なぜ非正規の雇用形態を選んだか?

| ↓その理由のトップ3                   |  |
|------------------------------|--|
| 1 正規のような働き方ができないと思った (26.0%) |  |
| 2 子育て・介護などのため (22.4%)        |  |
| 3 正規社員になりたくてもなれなかった (20.9%)  |  |

## 「人員増」と「賃金の引き上げ」が女性労働者の2大要求

### Q 職場の状況について、今もっとも切実な要求を3つ以内で答えてください。

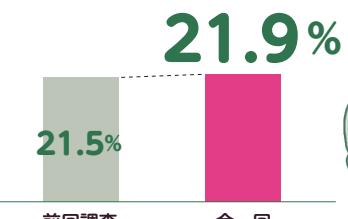


あなたの職場は?

ギリギリの人員、仕事に追われる中で、

## セクハラ、パワハラ、マタハラが女性を苦しめています。

### パワハラを受けたことがある。



### ↓どんなパワハラを受けましたか?

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 適切でない表現での指示・指導を受けた (人格否定・差別発言・怒鳴るなど) | 62.4% |
| 適切でないタイミングや場所で指示・指導を受けた              | 38.6% |
| 暴力や無視                                | 17.6% |
| 私生活への非難、不当な干渉                        | 13.6% |

### ↓対処法は?

- 半数が「同僚・友人に相談」しているが、
- 誰にも言わずに耐えた (22.5%)
- 上司に相談 (22.3%)
- 家族に相談 (19.6%)
- 労働組合に相談 (11.0%)



### マタハラを受けたことがある。



マタハラ防止指針が2017年1月1日から施行されます。

これまでの「事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止」に加え、上司・同僚からのマタハラ・パワハラを防止する措置をとることが、事業主に義務付けられました。派遣労働者の派遣先にも同様の義務付け。

### ↓マタハラって?

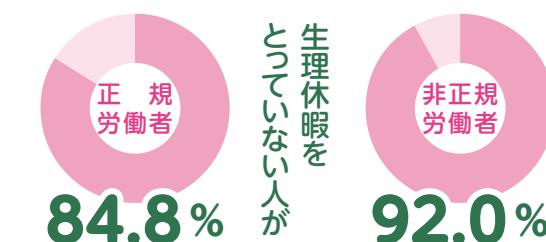
- マタハラ指針には以下の例示がされています
- ①妊娠した女性社員に上司が解雇などを示唆
  - ②社員が妊娠・出産に関する社内制度の利用を相談したところ、上司が利用しないよう求めた
  - ③制度を利用した社員に対し、業務に従事させないなど嫌がらせをした

### セクハラ

「セクハラ禁止を法制化すべき」と CEDAW(国連女性差別撤廃委員会)よりきびしい勧告 (2016年3月)

### 生理休暇

## 生理休暇はほとんど取得できていない



半数の人が「月経時に鎮痛剤を服用している」にもかかわらず、8割以上の人人が生理休暇をとっていない。



### ↓取れない最大の理由

| 正規労働者                                | 非正規労働者   |
|--------------------------------------|--|
| 人員の不足や仕事の多忙 (38.2%)                  | 1 苦痛でないので必要ない (29.8%)                                |
| 苦痛でないので必要ない (32.6%)                  | 2 就業規則がない (19.0%)                                    |
| はずかしい、生理であることを知られたくない (21.0%)        | 3 人員の不足や仕事の多忙 (18.8%)                                |
| 「請求の手続きが面倒」4.9%、「制度があることを知らない」4.9%など | その他「制度があることを知らなかった」12.7%、「無給のため」12.3%、「はずかしい」11.7%など |

### 生理休暇の意味

1985年の「女子保護規定」の改定で労働基準法の条文標題から「生理休暇」という文言が消えましたが、権利は残っています。労基法第68条は「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、そのものを生理日に就業させてはならない」と定めています(違反した使用者は30万円以下の罰金)。

生理日とは生理に伴う腹痛・腰痛・頭痛などのある日をいい、「著しく困難」の判断は本人に任せられています。



### ここで、ちょっと学習

### 生理休暇って必要ないの?

月経前後の労働が体に与える影響

- ①作業能力の低下、疲労が高まり、病気や怪我の危険。
- ②過酷な労働は月経に伴うからだの症状を重くし、腰痛、出血量を増やす。
- ③月経困難症や不妊の原因になる
- ④手当が不十分だと月経後に病気を起こしやすくなる。



全労連 女性 検索

生涯健康であるために、生理休暇をとることが必要です。

### ここで、ちょっと学習

# 安心して産みたい! 働きつづけたい!

4人に1人が流産経験。4人に1人が異常出産。

2,909人  
から  
アンケート

産前休暇を6週間以下しかとらなかったのは



◆その理由 ①出産が早かった(59.7%)  
②仕事や職場の都合(13.8%)  
③収入が減るため(6.8%)  
④その他 制度を知らなかった6%、通算制で産後休暇が多くした3.4%、請求したが認められなかった6.8%、

お産は重労働です! 多忙な職場こそ、産前休暇をきちんととめて体力を回復して出産に臨むことが必要です。



産後休暇を8週間未満しかとらなかったのは



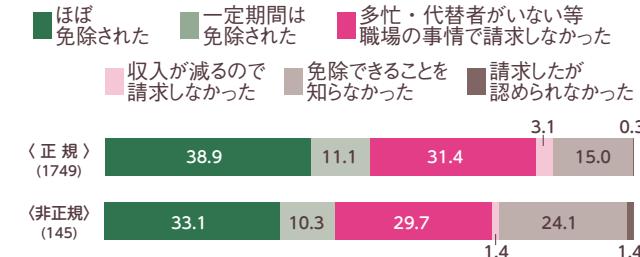
◆その理由 ①制度を知らなかった(24.7%)  
②仕事や職場の都合(22.4%)  
③収入が減るので(21.2%)  
④6週間後に仕事に出よう指示された(8.2%)

産後の子宮内や子宮を支えているじん帯が妊娠前の状態に戻るのに早い人で6週間、遅い人で8週間かかります。疲労回復の点から見ても産後休暇は10週間確保したいものです。



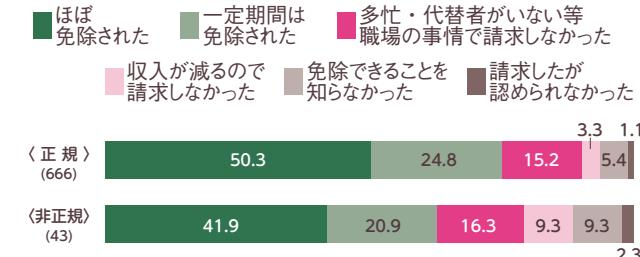
## 知られていない! 忙しくてとれない! 妊婦のための保護措置

### 2人に1人は妊娠中も時間外労働



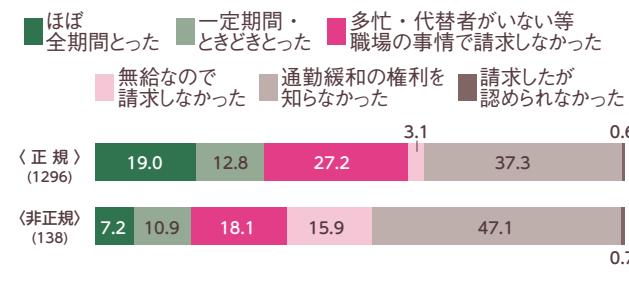
◆とらない理由 「多忙・代替がない」「知らない」「収入が減る」

### 深夜業のある職場では、1/4は免除されていなかった



◆その理由 「多忙・代替がない」「知らない」「請求したが認められなかった」

通勤緩和が必要な人のうち  
「全期間」「一定期間」とったのは  
正規 31.8%、非正規 21.8%



◆とらない理由 「権利を知らない」「多忙・代替がない」「無給のため」

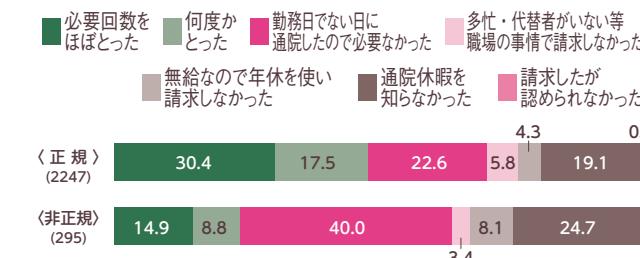
休憩時間延長・回数の増加をとれたのは  
必要なひとのうち 8%

◆しなかつた理由 「知らない」「多忙・代替がない」「無給のため」

「休日労働の免除」を請求しなかった人が 48.3%

◆とらない理由 「多忙・代替がない」(24.4%)、「知らない」(20.3%)、「収入が減る」(3.6%)

### 通院休暇を「知らなかった」のは 正規 19.1%、非正規 24.7%



◆とらない理由 「権利を知らない」「多忙・代替がない」「無給のため」

作業制限、勤務時間の短縮・休業が必要な人のうち「行使した」のは  
正規 36.6%、非正規 28.7%

◆しなかつた理由 「知らない」「多忙・代替がない」「無給のため」

「軽易作業への転換」を請求しなかった人が 54.2%

◆とらない理由 「職場の事情でかわれない」(20.5%)、「その仕事をしたい」(16.7%)、「知らない」(15.9%)

## 妊娠中の女性の軽易業務転換(請求権)

労基法 65 条 3 項は、妊娠中の女性の請求によって軽易な業務へ転換させなければならないとしています。軽易な業務がない場合でも使用者は軽易業務転換の請求を拒否することはできず、また、休業を強制することもできません。同じ業務の重労働部分を外したり、仕事量を減らすなど仕事のやり方を変えたり、休憩時間を多くするなどの措置はどこかの職場でもできるはずです。



## 通院休暇、通勤緩和、妊娠障害休暇

母子保健法の定める、妊娠婦の保健指導や健康診査をうけるために必要な時間の確保や勤務時間の軽減などの措置をとることを事業主に義務づけています。(均等法 12 条、13 条)

■通院休暇…就業規則に通院休暇に関する規定を設けることが必要であり、社内規定が無くても妊娠婦が申請すれば通院休暇を取ることができます。ただし、医師や助産師がこれと異なる指示をしたときはその指示に必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

| 【受診すべき回数】   |               |
|-------------|---------------|
| 妊娠23週まで     | 4週間に1回        |
| 妊娠24週~35週まで | 2週間に1回        |
| 妊娠36週~出産まで  | 1週間に1回        |
| 出産後1年以内     | 医師や助産師が指示する回数 |

## 通勤緩和・休憩時間延長・妊娠障害休暇

均等法 13 条は、医師から保健指導を受けた場合、その指導を守ることができるようするために必要な措置を講ずることを事業主に義務付けています。具体的な措置は次の 3 つ

- ①通勤緩和 時差出勤、勤務時間短縮などの措置
- ②休憩時間の延長、回数の増加、臥床できる休養室の設置、立ち作業などの場合のいすの設置
- ③医師の指導に基づく作業制限、休業など

## 産後休業は 8 週間

産後 8 週間は就業させてはいけません(義務規程)。6 週間を経過した女性が請求し、医師が支障がないと認めた場合は就業させることができますが、産後 6 週間は強制休業です。

産後休業の「出産」とは妊娠 4 カ月以上の分娩をいい、「死産」や「流産」も含まれています。(昭 23.1223 基発 1885 号)

## 産前産後を通算する休業を定めている場合

「通算して 14 週」と定めている場合、出産が遅れて産前休業が長くなつたことを理由に産後休業を短縮することはできません。

## 年次有給休暇

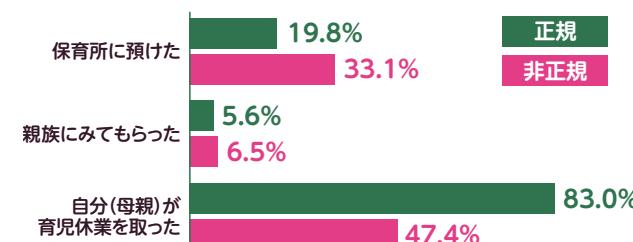
産前産後休業の期間中は出勤したものとみなし、産休後の有給休暇を保障しています(労基法 39 条 7 項)



# 男女ともに子育てしたい!

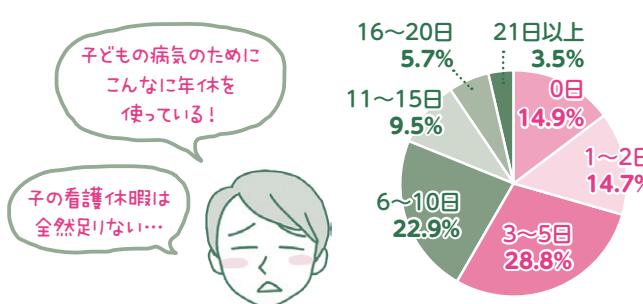
「育児休業をとった」正規 83.0%、非正規 47.4%

## 1歳未満の子の保育はどうしましたか？

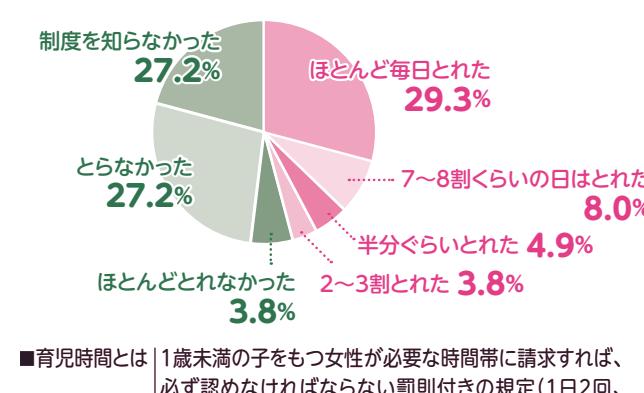


育児休業をとった配偶者は 5.8%。配偶者がとった育児休業の期間は 2週間未満が最多です (44.9%)

## Q 昨年1年間で、子どもの病気のために年休をどれくらい使いましたか？



## 育児時間の取得状況



私たちの  
要求！

## 育児休業制度の改善要求

### 「所得保障の増額」が第一の要求

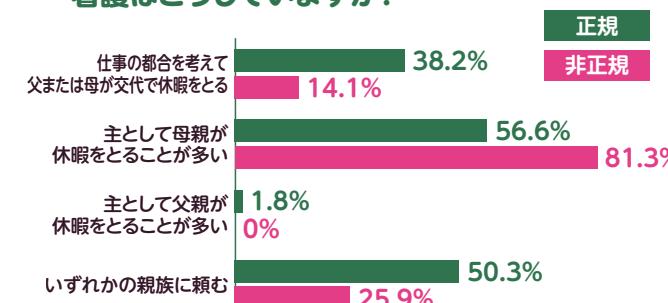
| 正規労働者               | 非正規労働者  |
|---------------------|---------|
| 所得保障の増額             | (64.9%) |
| 代替要員の配置             | (31.6%) |
| 育児休業期間を勤務したものとみなすこと | (28.8%) |
| 期間の延長               | (26.8%) |
| 男性の取得促進             | (25.6%) |
| 所得保障の増額             | (58.8%) |
| 期間の延長               | (31.4%) |
| 原職復帰                | (24.2%) |
| 育児休業期間を勤務したものとみなすこと | (23.6%) |
| 男性の取得促進             | (22.6%) |

## → 育児休業を取らなかった、または短くした理由は？

| 正規労働者                | 非正規労働者               |
|----------------------|----------------------|
| 休業中の所得保障が少ない (46.2%) | 育児休業の制度がない (22.4%)   |
| 人員不足 (18.2%)         | 休業中の所得保障が少ない (21.7%) |
| 一時金がない (17.7%)       | 人員不足 (17.1%)         |
| 代替要員がない (9.9%)       | 代替要員がない (10.5%)      |

「その他」の記載には「保育所に入れなかったから」も多い

## Q 子どもが病気になったときに、看護はどうしていますか？



## 時間外労働の制限



## 就業前の子を持つことによる深夜業の免除



# とりやすい介護休業を！

介護のために年休を使った人は、53.0%

## 2週間以上の介護が必要になった家族への対応は？

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ● 「年休を取った」           | 53.1% |
| ● 「介護休業を取った」         | 12.4% |
| ● 「短期の介護休暇を取った」      | 20.0% |
| ● 「他の家族が介護にあたった」     | 19.3% |
| ● 「ヘルパー、介護保険制度を利用した」 | 13.0% |

## → 介護休業をとらなかった理由

|                        |       |
|------------------------|-------|
| ● 「人員不足や職場の状況からとらなかった」 | 35.1% |
| ● 「自分以外の介護者がいて必要なかった」  | 20.5% |
| ● 「就業規則がない」            | 11.5% |
| ● 「就業規則がない」            | 24.3% |

非正規の場合は「就業規則がない」 24.3% となっています。

## 代替要員の配置が一番の要求！

### 介護休業（休暇）の改正要求

1. 「代替要員の配置」
2. 「取得できる回数を増やす」
3. 「取得要件の緩和」
4. 「期間の延長」

他に「所得保障の増額」 (10.8%)、「一時金の支給」 (13.8%)、「申請手続きの改善」 (12.6%) についても 1割以上の要求がある。



## 両立支援制度の改善要求

### 「子どもの看護休暇の日数増」「参観日などの休暇」の整備が強い要求

1. 参観日・PTA活動など家族的責任を果たすための休暇の新設 (69.5%)
2. 子どもの看護休暇の日数増 (68.6%)
3. 短時間勤務制度の期間延長 (30.0%)
4. 代替要員の配置 (24.8%)

### 仕事・家庭・育児の両立に必要なものは？

- アベノミクスはちがうの。  
安心して子育てができる制度がほしいのに！
- 第1に「休暇のとりやすい職場環境」
  - 第2に「保育料など育児にかかる負担の軽減」

そして、子どもを安心して預けられる保育所整備です。

| 正規労働者             | 非正規労働者  |
|-------------------|---------|
| 休暇のとりやすい職場環境      | (33.2%) |
| 保育料など育児にかかる負担軽減   | (32.0%) |
| 保育や授業参観・行事参加の休暇   | (30.0%) |
| 看護休暇の拡充           | (24.0%) |
| 子育て等に関する職場の理解     | (22.3%) |
| 1 保育料など育児にかかる負担軽減 | (40.9%) |
| 2 保育や授業参観・行事参加の休暇 | (36.4%) |
| 3 休暇のとりやすい職場環境    | (28.8%) |
| 4 子育て等に関する職場の理解   | (26.6%) |
| 5 看護休暇の拡充         | (22.4%) |

## アベノミクス 新三本の矢

### 希望を生み出す強い経済？

労働法制の改悪メニューがゾロゾロ

- 定額・働きかせホーダイの労働者を生み出す
- 裁量労働制の規制緩和
- 高度プロフェッショナル制度
- 裁判で解雇無効になってしまってもわずかなお金で首切りできる
- 解雇自由化

### 夢をつむぐ子育て支援？

保育所の規制緩和で詰め込んで、無資格保育も…危なくて預けられない？！

### 安心につながる社会保障？

医療・介護保険制度の改悪メニューがゾロゾロ

- 要介護1・2の人は保険からはずします。
- 介護はボランティアで、自治体が勝手にやって。

# 育児介護休業法が改正されました。「知らせよう、

「職場にいこう、」  
「もっと改善させよう、」

## 育児休業について

### 年5日の子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得（年5日）

改正内容

#### 半日単位の取得を可とする

- 所定労働時間4時間以下は除外。
- 始業・終業に連続させる。
- 半日単位取得が困難な業務を例示。

・時間単位取得を可としてきた職場は後退せない。要求を出し合い、時間単位取得できる協約を結びましょう。  
・「半日単位取得が困難な業務」はあくまで「例示」。「例示」を理由に取得を制限せないようにしましょう。

### 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら 継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

現行

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正内容

#### 事業主が上司・同僚などによる就業環境を害する行為 を防止するための措置を義務付ける。派遣労働者の 派遣先も派遣労働者に対して同様の義務を負う

「事業主が職場における妊娠、出産に関する言動に起因する問題に  
関して雇用管理上講すべき措置についての指針」（新設）。

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管  
理上講すべき措置についての指針」を改定しセクハラ、マタハラの  
相談窓口の一元化など。

★組合として要求をまとめ、事業主に実施させましょう①代替要員の  
確保、②罰則を盛り込んだマタハラ防止指針の策定、③相談窓口の  
設置、④権利取得に対する業務分担の見直し、⑤定期的にハラ  
スメントを生まない環境作りの労使対話や、講習を実施など。

★使用者や上司だけでなく同僚もハラスメントの行為者になりえま  
す。労働組合としても学習を深めましょう。



### 有期契約労働者の育児休業の取得要件

現行

以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能

- 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

改正内容

#### 雇用契約期間が1年以上あり、子が1歳6ヶ月に達する日まで契約更新見込みのあるものについて 育児休業が取得できる

申請時点で、1歳6ヶ月時点の契約更新がないことが明らかなものは除く。ただし、雇用継続の見込みがあるような事業主の言動や、同様の地位にある労働者の状況によっては、雇用継続の見込みがないとは言えない。

解雇・雇止めその他の不利益取り扱いにあたらない事例 ①事業の縮小・担当業務の終了により同様の地位にあるものを全員雇止めにすること ②事業の終了や労働者の一部を解雇するときに能力不足や勤務不良が問題視されたもの

有期雇用労働者の育児介護を契機とした雇止めをさせないよう運動しましょう。「事業主の言動」や「同様の地位にある労働者の状況」を理由として雇止めをさせないことができます。

妊娠中は能力低下が起こることはやむを得ないことです。妊娠が分かった時点から、労働組合が相談に乗り、母体保護の権利行使ができる体制づくりと、権利行使を雇止めの理由とさせないとりくみを行いましょう。

### 育児休業などを取得できる子の範囲の拡大

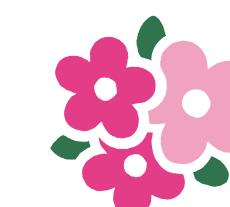
現行

育児休業など<sup>\*</sup>が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容

#### 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に 委託されている子含む

※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限（残業の免除）、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含みます。



## 介護休業（休暇）について

介護休業給付が2016年8月1日から67%になりました。

### 年5日の介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位での取得

改正内容

#### 半日単位の取得を可とする

育児休暇に同じ

### 所定外労働の免除の新設

現行

なし

改正内容

#### 対象家族1人について、介護の終了まで利用できる 権利として新設。

1週間の所定労働日数が2日以下のものは除外。

残業が恒常化している職場では権利行使が難しい!  
話し合って、残業のない職場作りをすすめましょう。

### 介護休業の分割取得

現行

介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、  
通算93日まで原則1回に限り取得可能

改正内容

#### 93日の期間中3回まで分割取得できる

法律は最低限の基準です。介護休業期間や回数について職場の要求を出し合っていきましょう。

### 所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）

現行

介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

改正内容

#### 介護休業とは別に3年の間で2回以上の利用を可とする 以下の措置を事業主は設けなければならない。

- 短時間勤務
- フレックスタイム制度
- 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ
- 介護サービス費用の助成など

職場では、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意。制度の弾力的運用が可能となるよう配慮するもの。

協約に書き込むことが求められています。労働者が柔軟に選択できる制度にしましょう。  
期間制限を設けることにより取得時期を逸することのないように、期間制限のあり方も話し合いましょう。

### 対象家族の範囲の拡大

現行

配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫

改正内容

配偶者、父母、子、配偶者の父母、  
祖父母、兄弟姉妹、孫。  
(祖父母・兄弟姉妹・孫の同居要件を外した)

\*常時介護を必要とする状態の判断基準 …「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1)介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

(2)状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当しつつ、その状態が継続すると認められること。

### ILO 156号条約

ILO（国際労働機関）は、女子差別撤廃条約の理念を「男女ともに職業と家庭を調和させ、差別されることなく働く権利」として、家族的責任条約を1981年に採択し、日本も1995年にこれを批准しました。「職業と家庭」の両立は女性だけの問題から男女共通の問題になりました。

この条約は、家族的責任を有する男性労働者と女性労働者間の実効的な平等の実現を第1の目的としています。第2の目的は、家族的責任を有する労働者と他の労働者の実効的な均等の実現であり、そのためには特別措置とともに、労働者の状況を全般的に改善する措置（一般的な措置）をとる必要があります。具体的な措置としては1日の労働時間の短縮、時間外労働の短縮をあげています。

## 母性保護・妊娠・出産にかかる法律

| 権利(法律)                                   | 権利の内容  | 国家公務員  |
|--|--|--|
| 生理休暇<br>(労基法第68条)                        | 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したとき、使用者は就業させてはならない。  | 人事院規則10-7 第2条<br>各府省の長は、生理休暇を請求した場合にはそのものを生理日に勤務させてはならない   |
| 解雇制限<br>(労基法第19条)                        | 産前・産後休暇中とその後30日間は解雇することはできない。  |  |
| 妊娠・出産での不利益取り扱い禁止<br>(均等法第9条)             | 妊娠・出産・母性健康管理措置・母性保護措置・妊娠又は出産に起因する能率低下等を理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止<br>妊娠中・産後1年以内の解雇は事業主の反証がない限り無効   |  |
| 妊娠婦の危険有害業務の就業制限<br>(労基法第64条の3)           | 妊娠中及び産後1年を経過しない女性は坑内労働・重量物の取り扱い・有害物質を取り扱う業務に就かせてはならない。産後一年を経過しない女性職員が申し出た場合も同様とする  | 人事院規則10-7 第3条第1項<br>妊娠婦である女性職員を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。産後一年を経過しない女性職員が申し出た場合も同様とする   |
| 妊娠中の軽易業務転換<br>(労基法第65条の3)                | 妊娠中の女性の請求があれば、使用者はその女性を軽易な業務へ転換させなければならない。<br>非常勤職員にも適用あり。   | 人事院規則10-7 第6条<br>妊娠婦である女性が請求した場合はその者の業務を軽減し、または他の軽易な業務に就かせなければならない。<br>非常勤職員にも適用あり。  |
| 通院休暇・通勤緩和・妊娠中の休憩・妊娠障害休暇<br>(均等法第12条・13条) | 事業主は母子保健法に基づく保健指導・健診を受けるための時間を確保しなければならない。<br>また保健指導・健診に基づく指導事項を守ることができるように勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければならない。  | 人事院規則10-7 第5条<br>妊娠婦である女性職員が請求した場合には、母子保健法に規定する保健指導、または健康診査を受けるために勤務しないことを承認しなければならない。<br><br>人事院規則10-7 第7条<br>妊娠中の女性職員が請求した場合には交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認めるとときは、正規の勤務時間等の始めまたは終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲で、勤務しないことを承認しなければならない。対象になる通勤手段は電車、バス、自家用車。<br>非常勤職員にも適用あり |
| 妊娠婦の変形・時間外・休日労働深夜業の制限<br>(労基法第66条)       | 妊娠婦が請求した場合、変形労働時間制、時間外・休日労働・深夜業の就業禁止。  | 人事院規則10-7 第4条<br>妊娠中の女性職員が請求した場合には、深夜勤務または正規の勤務時間等以外の時間において勤務させてはならない。<br>非常勤職員にも適用あり  |
| 産前・産後休暇<br>(労基法第65条)                     | 産前休暇は出産予定日の6週前(多胎妊娠は14週前)<br>産後休暇は出産の翌日より8週間(6週間は強制休暇)なお出産は妊娠4ヶ月以上の分娩をいう。出産休暇は出勤したものとみなす(39条8項)<br>非常勤職員にも適用あり(無給)   | 人事院規則10-7 第8条<br>6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定の女性職員が請求した場合には、勤務させてはならない。<br><br>人事院規則10-7 第9条<br>産後8週間を経過しない女性職員を勤務させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性職員が請求した場合で、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。<br>非常勤職員にも適用あり(無給)   |
| 産休中の所得保障<br>(健康保険法101～106条)              | 健康保険の被保険者には出産手当金として標準報酬日額の60%が支給される。そのほか出産一時金として42万円が支給。<br><br>国家公務員共済組合法第61条<br>職員または被扶養者が出産したときに、出産費または家族出産費として産科医療保障制度加入分娩機関での出産の場合は42万円、非加入機関での出産の場合は39万円が支給される | 国家公務員共済組合法第67条<br>職員が出産のため勤務することができず、報酬の全部または一部が支給されないときに、出産手当金として、標準報酬月額×2/3×支給日数(出産の日以前42日から出産の日後56日まで)が支給される。ただし産前・産後休暇を取得した場合は給与が支給されるので出産手当金は支給されない。  |
| 育児時間(保育時間)<br>(労基法第67条)                  | 1歳の誕生日前日まで請求できる。1日2回各々30分(1時間にまとめて取ることも可)  | 1歳誕生日前日まで、1日30分以内2回 非常勤職員(無給)も可  |

## 育児介護休業一覧表

| 【育児休業】                     | 民間等(育児休業法)   | 国家公務員(育児休業・勤務時間法)  |
|----------------------------|--|--|
| 対象となる労働者・職員                | 1歳に満たない子を養育する労働者。有期雇用の労働者については以下の条件を備えた人。<br>①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上、<br>②子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかである者を除く。特別養子縁組を含む。      | ①3歳未満の子を養育する男女職員。対象となる子と同居していること。法律上の婚姻関係は問わない。養子を含む。<br>②非常勤職員の場合は子が1歳6ヶ月に達するまで。(無給、取得条件有)  |
| 育児休業の期間                    | 子1人につき1回原則として1歳に達するまでの連続した期間。両親とも育休を取得する場合は1歳2ヶ月まで延長。保育所入所を希望しているが入所できない場合は1歳6ヶ月まで可。配偶者の出産後8週間以内の期間内に父親が育休を取得した場合は再度の取得が可能。専業主婦(夫)のパートナーの取得も可                | 3歳未満の子を対象に職員が請求した期間。   |
| 短時間勤務制度・育児のための所定労働時間短縮等の措置 | 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間制度を設けることが義務づけられている。短時間勤務制度は1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならない。  | 短時間勤務制度<br>①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員<br>②1日あたり4時間(週20時間)1日あたり5時間(週25時間)週3日(週24時間)週2日半(週20時間)等のうちいずれかの勤務形態<br>③同一の常勤官職に週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用できる。 |
| 代替措置                       | 事業主に代替など配置その他の雇用管理に必要な措置を講ずる努力義務。育児休業の代替要員として労働者を雇い入れ、現職復帰の措置を行った事業主に対する助成金を支給。一定の要件有。   | (1)業務分担の変更、職員の採用、昇任・転任又は配置換、非常勤職員の採用、臨時の任用等の措置<br>(2)休業の請求期間を任期の期間とする任期付き職員の採用   |
| 労働者の配置に関する配慮               | 就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつづけの養育や家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、その子の養育や家族の介護が困難にならないよう配慮する義務。(小学生・中学生も含む)  |  |
| 育児休業給付金                    | 育児休業開始から180日目までは休業開始前賃金の67%。181日目からは50%を雇用保険から支給。給付期間は最長1年6ヶ月まで。   | 1歳未満の子の育児休業期間について標準報酬日額の50%を共済組合から支給(民間に準ずる)。給付期間は最長1年6ヶ月。   |
| 共済掛金・社会保険料負担               | 育児・介護休業期間中は健康保険、厚生年金保険、介護保険の保険料免除(労働者負担・事業主負担とも)。給付額はこの間も払ったものとして計算される。  | 育児休業期間は免除。   |
| 深夜業制限                      | 事業主は、就学前の子を養育する労働者や要介護状態にある対象家族を介護する労働者が申し出た場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)をさせてはならない。  | 就学前の子を養育する職員が申し出た場合に免除する。  |
| 時間外労働の制限(時間外の規制)           | (1)就学前の子を養育する労働者が申し出た場合の時間外労働は、月24時間、年150時間を超えてはならない。<br>(2)3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合、所定労働時間を超えて労働させてはならない。  | 就学前の子を養育している職員が申し出た場合の超過労働の上限を月24時間、年150時間以内とする。<br>3歳未満の子を養育している職員が申し出た場合は超過労働をさせてはならない。  |
| 子の看護休暇                     | 小学校就学前の子どもの看護、予防接種、健康診断のために、1年に子1人であれば5日、2人以上であれば10日まで取得できる。両親が同時に取得も可。半日単位の取得も可。  | 小学校就学前の子どもの看護のために1年に5日の範囲内で休暇を取得できる。(日または時間単位で)一定の条件で非常勤職員(無給)も可   |
| 【介護休業】                     | 民間等(介護休業法)   | 国家公務員(介護休業・勤務時間法)  |
| 対象となる労働者・職員                | 負傷、疾病、老齢などのため介護を必要とするため休業を請求した労働者。配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。有期雇用の労働者については一定の条件を備えた人に適用。   | 負傷、疾病、老齢などのため介護を必要とする旨休暇を請求した職員。<br>兄弟姉妹、祖父母、孫、本人及び配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子  |
| 期間・要件等                     | 対象家族1人につき通算93日まで。3回を上限として、分割取得可能。家族の「要介護状態」とは負傷、疾病、身体・精神上の障害により2週間以上常時介護を必要とする状態。  | 連続する6ヶ月の期間内で必要とする期間。<br>*時間単位可、断続可、1日4時間上限。<br>・傷病の種類が同一であっても、介護が必要であった者が、一定期間日常生活が営める状態になった後、再び介護が必要となった場合は、改めて6ヶ月の介護休業を請求することができる。                 |
| 介護休暇(短期)                   | 対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を上限で取得できる。事業主は、業務の繁忙等の理由でも拒むことはできない。半日単位も可。   |  |
| 介護のための所定外労働の制限(新設)         | 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定労働時間を超えて労働させてはならない。  | 同左   |
| 介護のための所定労働時間短縮             | 事業主は、介護中の労働者で介護休業をしていない者に対して、介護休業とは別に所定労働時間の短縮等の措置(下記)を取ることを義務づけ。3年の間で2回以上の申し出が可能。<br>・短時間勤務の制度・フレックスタイム制・始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成、その他これに準ずる制度 | 始業又は終業の時刻に連続した1日4時間の範囲内。(1時間単位で取得可)  |
| 介護休業給付金                    | 介護休業期間について、平均賃金の67%相当額を雇用保険から給付(雇用保険法)。  | 3ヶ月まで共済組合から給付金標準報酬日額の67%支給(時間取得者は無)。   |
| 共済掛金・社会保険料負担               | 免除規定なし。ただし無給の場合、雇用保険は実質的に負担はない。  | 免除規定なし。  |
| 深夜業の免除                     | 本人の請求で免除。  | 本人の請求で免除。  |